

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、近畿地方整備局近畿技術事務所長から次のとおり公共測量を終了したことに付いて通知がありました。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 国道二四号、国道二五号及び国道一六五号
- 三 測量の終了年月日 平成三十年三月十二日